【正誤表】所得税法１級 令和２年度版（2020年５月15日発行）

弊社書籍をお買い求めいただき、ありがとうございます。

書籍に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。ご迷惑をお掛けいたしまして、申し訳ありませんでした。

訂　正　箇　所	訂　正　内　容
P.14　③減価償却費　d.	【誤】青色申告の中初期業者に該当する個人が、令和４年（2020年）～ 【正】青色申告の中初期業者に該当する個人が、令和４年（2022年）～
P.19　給与所得 [1] 意義の（注）	【誤】通勤手当（月額100,000円まで） 【正】通勤手当（月額150,000円まで）
P.25　上から13行目	【誤】３．譲渡資産の価額が取得資産の価額を超える場合の譲渡所得の～ 【正】３．譲渡資産の価額が取得資産の価額以下の場合の譲渡所得の～
P.40　基礎控除	【誤】納税者は一律に基礎控除として480,000円が控除される。 【正】基礎控除は、納税者本人の合計所得金額に応じて次の通りとなる。 ① 合計所得金額　2,400万円以下……480,000円 ② 合計所得金額　2,400万円超 2,450万円以下…320,000円 ③ 合計所得金額　2,450万円超 2,500万円以下…160,000円 ④ 合計所得金額　2,500万円超 ……0円
P.78　第９問 ２．必要経費　(1)	【誤】｛420,000円×（220,000円／6,822,000円＝※0.80）＝336,000円｝ 【正】｛420,000円×（5,010,000円／6,300,000円＝※0.80）＝336,000円｝
P.81　第13問解答 (注) 年末商品棚卸高	【誤】1,800,000円－140,000円－40,000円＝1,700,000円 【正】1,800,000円－140,000円＋40,000円＝1,700,000円
P.84～85　第13問解答 所得控除額の計算以降	別紙をご参照いただき、赤字箇所をご修正ください。

雑損控除の練習問題を解答する上で参考としていただきたいQ&Aです。ご確認ください。

Q. P.60の第10問では、火災による損害に関し、被災直前の「原価」－被災直後の価額という計算になっていますが、P.63の第13問の、雑損控除に関わる計算に関しては、被災直前の「価額」－被災直後の価額という計算式になっています。

A. 雑損控除における差引損害金額を計算する上での損害金額については、原則的には、被害直前の価額＝直前の時価により計算します。

ただし、現金などではなく減価償却資産である場合には、「取得価額－減価償却累計額相当額」によって計算した金額を損害金額として用いることが認められています。

そこで、納税者有利の考え、「原価」と「価額」で、いずれか多い金額を損害金額として採用しています。

＜参考＞国税庁タックスアンサー　No.1110　災害や盗難などで資産に損害を受けたとき(雑損控除)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1110.htm

株式会社英光社

医療費控除 462,550円	562,550円－{46,564,268円×5%＝2,328,213円 ① 100,000円 ②} ①,②のうちいずれか少ない方の金額 ＝462,550円
社会保険料控除 920,500円	
生命保険料控除 111,000円	1．旧契約一般分　100,000円×$\frac{1}{4}$＋25,000円＝50,000円 2．新契約介護医療分　22,000円×$\frac{1}{2}$＋10,000円＝21,000円 3．新契約個人年金分　83,000円>80,000円　∴40,000円 4．合計　1．＋2．＋3．＝111,000円
地震保険料控除 45,230円	
障害者控除 750,000円	
扶養控除 1,010,000円	630,000円＋380,000円＝1,010,000円
基礎控除 0円	46,564,268円　＞　25,000,000円　※　0　円
合計 4,542,854円	

Ⅳ．課税所得金額の計算

(1) 課税総所得金額 8,254,000円	12,797,268円－4,542,854円＝8,254,000円（1,000円未満切捨）
(2) 課税短期譲渡所得金額 12,200,000円	（1,000円未満切捨）
(3) 課税長期譲渡所得金額 10,220,000円	（1,000円未満切捨）
(4) 課税山林所得金額 11,347,000円	（1,000円未満切捨）

Ⅴ．納付税額の計算

Ⅳ．の（1）に対する税額 1,262,420円	8,254,000円×23%－636,000円＝1,262,420円
Ⅳ．の（2）に対する税額 3,660,000円	12,200,000円×30%＝3,660,000円
Ⅳ．の（3）に対する税額 1,533,000円	10,220,000円×15%＝1,533,000円
Ⅳ．の（4）に対する税額 647,200円	{（11,347,000円÷5＝2,269,400円）×10%－97,500円 ＝129,440円}×5＝647,200円
算出税額計 7,102,620円	
配当控除 4,500円	{（8,254,000円＋12,200,000円＋10,220,000円） －10,000,000円＝20,674,000円}　＞　90,000円 ∴90,000円×5%＝4,500円
差引所得税額（基準所得税額） 7,098,120円	7,102,620円－4,500円＝7,098,120円
復興特別所得税額 149,060円	7,098,120円×2.1%＝149,060円
合計税額 7,247,180円	7,098,120円＋149,060円＝7,247,180円
源泉徴収税額 20,420円	
申告納税額 7,226,700円	（100円未満切捨）
予定納税額 159,600円	
納付税額 7,067,100円	